

国民健康保険税納税通知書の 発送および課税限度額・軽減制度

◆納税通知書を発送

平成26年度の国民健康保険税納税通知書は、7月中旬に発送します。納税義務者は世帯主の方になります。第1期の納期限は7月31日(木)です。納期内納付にご理解とご協力をお願いします。

◆特別徴収から普通徴収に変更となる場合

また、地方税法施行令の一部改正に伴い、平成26年度から国民健康保険税の課税限度額および軽減対象を別表1・2のとおり改定しました。なお、税率については変更ありません。

◆国民健康保険税の軽減対象を拡充

世帯の前年中の所得が別表2の金額以下の場合、均等割額と平等割額が定められた割合で軽減されます。平成26年度から2割および5割軽減について、軽減判定所得の基準が引き上げられ、軽減対象となる範囲が拡大されます。

〈別表1：平成26年度国民健康保険の税率等〉

	医療給付費分	後期高齢者 支援金分	介護納付金分
所得割	7.7%	1.7%	1.7%
均等割	28,000円	12,000円	13,000円
平等割	29,000円	-	-
課税限度額 (税額の上限)	510,000円	160,000円 前年度より +20,000円	140,000円 前年度より +20,000円

※課税限度額以外の変更はありません

〈別表2：国民健康保険税軽減対象〉

軽減割合	平成25年度まで	平成26年度から
7割	33万円	33万円
5割	33万円+(24.5万円×世帯主を除く被保険者及び特定同一世帯所属者の数)	33万円+(24.5万円×被保険者及び特定同一世帯所属者の数)
2割	33万円+(35万円×被保険者及び特定同一世帯所属者の数)	33万円+(45万円×被保険者及び特定同一世帯所属者の数)

※特定同一世帯所属者とは・・・

国民健康保険に加入したまま75歳を迎えたことにより、後期高齢者医療制度へ移行された方（世帯主に変更があった場合は特定同一世帯所属者ではなくなります）

た方に対する国民健康保険税の軽減制度があります。対象者2次のすべてに該当する方

平成21年3月31日以降に非

自発的理由により離職し、離職の時点で65歳未満であること。

公共職業安定所（ハローワーク）が発行する雇用保険受給資格者証をお持ちで、次の①または②として失業給付を受ける方

- ①雇用保険の特定受給資格者（雇用保険受給資格者証の離職理由コードが11・12・21・22・31・32の方）
- ②雇用保険の特定理由離職者（雇用保険受給資格者証の離職理由コードが23・33・34の方）

※高年齢受給資格者証または特別受給資格者証をお持ちの方

方是对象となりません

▼軽減内容

対象者の給与所得を1000分の30とみなして税額を算定します。

※対象者の給与所得以外の所得や、他の被保険者の所得は軽減の対象となりません

▼対象期間

離職日の翌日の属する月から翌年度末までの期間

※社会保険等への加入により国民健康保険の資格を喪失すると軽減は終了となりますが、再就職しても引き続き国民健康保険の被保険者である場合は軽減の対象となります

▼手続方法

雇用保険受給資格者証、認印、身分証を持参のうえ、市民課または税務課で手続きをしてください。

方是对象となりません

▼軽減内容

対象者の給与所得を1000分の30とみなして税額を算定します。

※対象者の給与所得以外の所得や、他の被保険者の所得は軽減の対象となりません

▼対象期間

離職日の翌日の属する月から翌年度末までの期間

※社会保険等への加入により国民健康保険の資格を喪失すると軽減は終了となりますが、再就職しても引き続き国民健康保険の被保険者である場合は軽減の対象となります

▼手続方法

雇用保険受給資格者証、認印、身分証を持参のうえ、市民課または税務課で手続きをしてください。

方是对象となりません

▼軽減内容

対象者の給与所得を1000分の30とみなして税額を算定します。

※対象者の給与所得以外の所得や、他の被保険者の所得は軽減の対象となりません

▼対象期間

離職日の翌日の属する月から翌年度末までの期間

※社会保険等への加入により国民健康保険の資格を喪失すると軽減は終了となりますが、再就職しても引き続き国民健康保険の被保険者である場合は軽減の対象となります

▼手続方法

雇用保険受給資格者証、認印、身分証を持参のうえ、市民課または税務課で手続きをしてください。

減免が受けられる場合

次のような事情がある方は、申請により保険税の減額や免除などが認められることがあります。

生活保護を受けるなど、貧困により納付が著しく困難と認められる場合

災害等の被害により生活することが著しく困難と認められる場合

事業の休廃止や失業等により所得が激減するなど、特別の事情がある場合（自己都合での退職または事業の休止等をされた方や、就労が可能な方などは除きます）

※詳細は問い合わせください

問 税務課 市民税班

☎(70)0321

平成26年度後期高齢者医療制度保険料額が決定

7月中旬に、保険料額の決定通知書が届きますのでご確認ください。

なお、昨年度に年金から天引きで納付いただいた方も、今年度から納付書での納付または口座振替に変更となっている場合がありますので、必ず決定通知書をご確認ください。

◆保険料額（千葉県内のすべての市町村で均一）

- 所得割率 7.43%
- 均等割額 38,700円
- 賦課限度額 57万円

◆保険料の納付方法

年額18万円以上の年金を受け取っている方は、原則年金から保険料が天引き（特別徴収）されますが、複数の年金を受給中の場合は、年金収入の合計額ではなく、1種類の年金で判定します。

また、特別徴収される年金

次のような事情がある方は、申請により保険税の減額や免除などが認められることがあります。

生活保護を受けるなど、貧困により納付が著しく困難と認められる場合

災害等の被害により生活することが著しく困難と認められる場合

事業の休廃止や失業等により所得が激減するなど、特別の事情がある場合（自己都合での退職または事業の休止等をされた方や、就労が可能な方などは除きます）

※詳細は問い合わせください

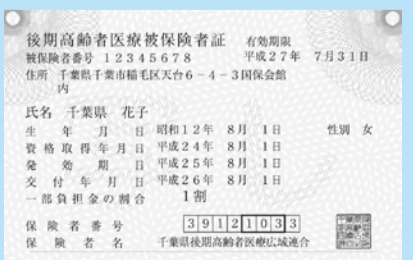
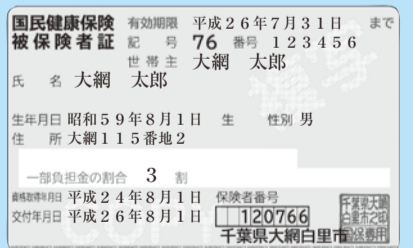
被保険者証は大切に

国民健康保険および後期高齢者医療制度の被保険者証は、8月に更新されます。

新しい被保険者証は、7月末日までに書留郵便で郵送されますので、8月1日からご使用ください。

また、有効期限を過ぎた被保険者証は市役所に返却するか、破棄してください。

1人1枚のカード式になっていますので、携帯に便利ですが紛失する方も増えています。被保険者証を紛失した場合は再発行できますが、重要なものですので大切に管理してください。



◆新しい被保険者証の有効期限

8月1日から1年間

※短期被保険者証は除きます

問 市民課 国保年金班

☎(70)0334

は、介護保険料が引かれている年金と同じものになります。納付書で保険料を納めていただく方（普通徴収）

◆保険料の軽減

保険料は被保険者全員が負担する「均等割額（38,700円）」と所得に応じて負担する「所得割額（所得割率7.43%）」を合計して、個人単位で計算しています。

次の要件に該当する方は、保険料が軽減されます。

◆均等割額の軽減

①世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計が33万円+(45万円×被保険者の数)を超えない世帯

↓均等割額が2割軽減

②世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計が33万円+(24万5千円×被保険者の数)を超えない世帯

↓均等割額が9割軽減

問 千葉県後期高齢者医療広域連合

☎043(308)6768

市民課 国保年金班

☎(70)0334

は、介護保険料が引かれている年金と同じものになります。納付書で保険料を納めていただく方（普通徴収）

◆納付書で保険料を納めていただく方（普通徴収）

◆保険料の軽減

保険料は被保険者全員が負担する「均等割額（38,700円）」と所得に応じて負担する「所得割額（所得割率7.43%）」を合計して、個人単位で計算しています。

次の要件に該当する方は、保険料が軽減されます。

◆均等割額の軽減

①世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計が33万円+(45万円×被保険者の数)を超えない世帯

↓均等割額が2割軽減

②世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計が33万円+(24万5千円×被保険者の数)を超えない世帯

↓均等割額が9割軽減

問 千葉県後期高齢者医療広域連合

☎043(308)6768

市民課 国保年金班

☎(70)0334